

やってみよう！「共生型サービス」

❖ 「共生型サービス」とは

「共生型サービス」とは、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等について、高齢者や障害児者が共に利用できるよう平成29年5月26日に成立した制度です。

介護保険又は障害福祉サービスの指定を受けている事業所に関して、設備基準や人員基準の緩和が適用されます。具体的には障害福祉サービスの指定を受けている事業所が介護保険の「共生型サービス」の指定を受けたい場合には、障害福祉サービスの設備基準及び人員基準を満たしていれば介護保険の事業者指定を受けることができます。

新たに共生型サービスを位置づけ

○ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける**。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



厚生労働省HP(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(概要))より引用

❖ 「共生型サービス」のメリット

・ 障害児者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でサービスを利用しやすくなる

従来の制度では、障害児者が65歳になると同時に、障害福祉サービスから介護保険サービスに切り替えなければなりません。65歳になった障害児者は、馴染みのヘルパーや通い慣れたデイサービス事業所等を変更せざるを得ない状況でした。

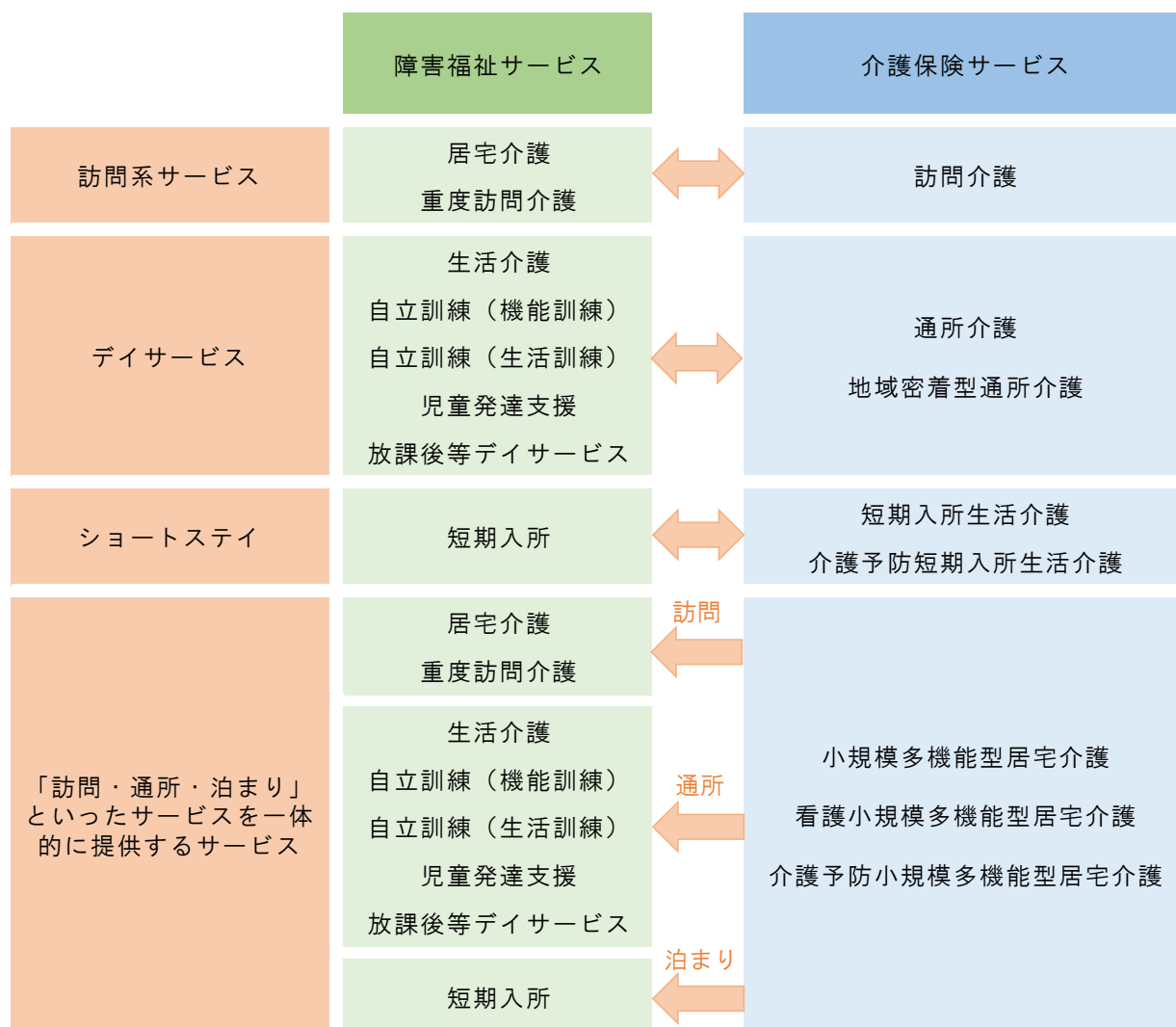
「共生型サービス」が導入されたことにより、介護保険サービスに切り替えることなく、65歳になっても、それまで通りの使い慣れた障害福祉サービス事業所を継続利用することができます。

・人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うことができる

介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所のいずれかの運営基準や指定基準を満たしていれば、「共生型サービス事業所」として介護保険・障害福祉どちらの指定も受けることができます。そのため、それぞれのサービスの担当職員同士の連携の向上による業務の効率化や人材確保の軽減、提供するサービスの質の向上を目指すことができます。

❖ 「共生型サービス」の種類

「共生型サービス」として指定申請ができるサービスは、訪問系サービス、デイサービス、ショートステイ、「通所・泊まり・訪問」を一体的に提供するサービスの4種類です。



❖ 「共生型サービス」の単位数

障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを「共生型サービス」として指定を受けた場合の単位数です。「共生型サービス」は本来の介護保険事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬単価と区別されます。

| 障害福祉サービス | 介護保険サービス | 単位数 |
|----------------------|----------------------|--|
| 居宅介護 | → 訪問介護 | 訪問介護と同様の単位数（※1※2） |
| 重度訪問介護 | → 訪問介護 | 訪問介護の所定単位数に93/100を乗じた単位数（※2） |
| 生活介護 | → 通所介護 地域密着型通所介護 | 通所介護・地域密着型通所介護の所定単位数に93/100を乗じた単位数（※3） |
| 自立訓練 | → 通所介護 地域密着型通所介護 | 通所介護・地域密着型通所介護の所定単位数に95/100を乗じた単位数（※3） |
| 児童発達支援 放課後等デイサービス | → 通所介護 地域密着型通所介護 | 通所介護・地域密着型通所介護の所定単位数に90/100を乗じた単位数（※3） |
| 短期入所 | → （介護予防）短期入所 生活介護 | （介護予防）短期入所生活介護の所定単位数に92/100を乗じた単位数（※3） |

- ※1 ただし、介護福祉士・実務者研修終了者・介護職員初任者研修修了者・旧介護職員基礎研修修了者・旧訪問介護員1級課程又は2級課程修了者・居宅介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供を行った場合は訪問介護と同様の単位数を算定可能だが、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等がサービス提供を行った場合は70/100、重度訪問介護従業者養成研修修了者等がサービス提供を行った場合は93/100を乗じた単位数となります。
- ※2 ただし、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護従業者養成研修修了者等については、65歳に至るまでに、これらの研修修了者に係る障害福祉事業所において障害福祉サービスを利用していた高齢障害者に対してのみ、サービス提供ができます。
- ※3 生活相談員配置等加算（13単位/日）があります。

利用者・事業者ともにメリットのある

「共生型サービス」

始めてみてはいかがでしょうか？

共生型サービスは前月10日×（10日が土日、祝日の場合は前日）で毎月申請受け付けております。

詳細はこちら ▶ [さいたま市ホームページ](https://www.city.saitama.jp) 介護保険事業者の指定申請について

<https://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p018702.html>

❖ 参考

障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを「共生型サービス」として指定を受けた事業所は、以下のとおりです。（令和3年7月1日時点）

・ 訪問介護

❖ 介護サービス おあふ

事業所番号：1176517132
所在地：岩槻区大字飯塚 1572 番地 4
TEL：048-748-5386
運営法人：株式会社オアフ
指定日：平成31年2月1日

・ （地域密着型）通所介護

❖ 多機能型事業所わかかさ

事業所番号：1176516910
所在地：岩槻区大字飯塚 1198 番地 2
TEL：048-798-4534
運営法人：株式会社介護サービスひまわり
指定日：平成30年9月1日

❖ ダイアリー

事業所番号：1196501041
所在地：見沼区大字南中野 930 番地 1
TEL：048-682-2151
運営法人：株式会社ハート&アート
指定日：令和元年6月1日

介護保険サービスを「共生型サービス」として指定を受けている事業所は以下に掲載されております。

さいたま市ホームページ 介護サービス事業所の検索

<https://www.city.saitama.jp/002/003/003/001/004/p041778.html>

<相談先及び担当>

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

TEL 048-829-1265 FAX 048-829-1981

Mail kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp